

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(千葉県指定 第1278700156号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 九十九里ホーム
- (2) 法人所在地 千葉県匝瑳市飯倉21番地
- (3) 電話番号 0479-73-2115
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 峰夫
- (5) 創立年月日 昭和27年5月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成24年1月1日指定
指定介護予防通所介護事業所 平成24年1月1日指定
千葉県 第 1278700156号
※ 当事業所は、特別養護老人ホーム瑞穂園に併設されています。
- (2) 事業所の名称 瑞穂園デイサービスセンター
- (3) 施設の所在地 千葉県匝瑳市八日市場二81番地3
- (4) 電話番号 0479-73-4333
- (5) 施設長（管理者）氏名 田向 寿子
- (6) 運営の方針 創立の精神である「神を信じ、人を愛する」ことを理念として運営してまいります。
- (7) 設立年月 平成24年1月1日
- (8) 利用定員 一般型30人

3. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 匝瑳市・旭市・横芝光町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 * 1月1～3日は除く
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	8:30～16:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	1名(1名)		1名
生 活 相 談 員	2名	1名(1名)	3名
介 護 職 員	1名	6名(1名)	7名
理 学 療 法 士	1名		1名
看 護 職 員		2名(1名)	2名
機 能 訓 練 指 導 員		1名(1名)	1名
栄 養 士	1名		1名
介 助 員 (その他)			

※ () 内は再掲・兼務

《主な職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 生 活 相 談 員	勤務時間 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 介 護 職 員	勤務時間 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
3. 看 護 職 員	勤務時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
4. 機 能 訓 練 指 導 員	勤務時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------|
| (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金が、全額をご利用者にご負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割から7割）が介護保険から給付されます。

《サービス利用料金》(1日当たり)（契約書第9条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じた利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

※下記の料金表は、1割負担の料金表となります。

※介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に応じてサービス費用のうち1割から3割がご利用者の負担となります。

（通常規模型）

円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
2. うち、介護保険から給付される金額	5,256	6,201	7,164	8,109	9,072
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	584	689	796	901	1,008

（介護予防・日常生活支援総合事業）(1月当たり)

円

	要支援1	要支援2
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	17,980	36,210
2. うち、介護保険から給付される金額	16,182	32,589
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,798	3,621

☆ ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご利用者に提供する食事の費用は別途ご負担いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

《サービスの概要》「通常規模型」

① 入浴介助加算（40円）

- ・入浴介助を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

- ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（1回当たり56円）
 - ・理学療法士又は機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。
- ③ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ（1回当たり76円）
 - ・理学療法士と機能訓練指導員が同日に配置することにより、加算の対象となります。同日配置とならない日は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの1回当たり56円となります。
- ④ 個別機能訓練加算（Ⅱ）（1ヵ月当たり20円）
 - ・個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けます。
- ⑤ サービス提供体制強化加算（1日当たり18円）
 - ・介護職員で介護福祉士（有資格者）が50%以上配置されています。
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（9.2%）
 - ・所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数×9.2%
- ⑦ その他 理美容サービス 実費（※現在実施していません）

《サービスの概要》「介護予防・日常生活支援総合事業」

- ① サービス提供体制強化加算（要支援1・月72円 要支援2・月144円）
 - ・介護職員で介護福祉士（有資格者）が50%以上配置されています。
- ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（9.2%）
 - ・所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数×9.2%
- ③ その他 理美容サービス 実費（※現在実施していません）

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条・第7条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。（食材料費及び調理費）

料金：1日当たり、600円（おやつ代含む）

②レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂く場合があります。

③複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。希望があれば、複写物の交付を受けることができます。

利用料金：実費を頂く場合があります。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担頂くことが適当であるもの（紙おむつや尿取パット等）にかかる費用をご負担頂く場合があります。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第9条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、お支払ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10%（自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 相談室 担当者 生活相談員 越川 佳紀
電 話 0479-73-4333

○受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:30

又、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

匝瑳市 高齢者支援課	所在地 匝瑳市八日市場ハの793番地2 電話番号 0479-73-0033 受付時間 8:30～17:00
横芝光町 福祉課 介護班	所在地 山武郡横芝光町宮川11902番地 電話番号 0479-84-1257 受付時間 8:30～17:00
旭市 高齢者福祉課	所在地 旭市二の1920番地 電話番号 0479-62-5308 受付時間 8:30～17:00
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7174 受付時間 9:00～17:00
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港4番5号 (千葉県社会福祉センター内) 電話番号 043-245-1101 受付時間 9:00～17:00
千葉県高齢者福祉課	所在地 千葉市中央区市場町1-1本庁舎12階 電話番号 043-221-3020 受付時間 9:00～17:00

令和 年 月 日

令和6年4月の介護報酬改定による指定通所介護サービス提供、利用料金の変更並びに介護職員等処遇改善加算等の重要事項の説明を行いました。

指定通所介護 瑞穂園デイサービスセンター

説明者 職名 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス提供に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 _____ 印

(続柄)

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
(2) 建物の延べ床面積 1529.12㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員** ・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員 ・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員** ・主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の看護介護も行います。
- 機能訓練指導員** ・ご利用者の機能訓練を担当します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

- ①当事業所の担当者は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等を行います。
- ②通所介護計画の原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ③通所介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更いたします。
- ④通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認して頂きます。

(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、そのに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払い頂きます。（償還払い）

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、その基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払い頂きます。(償還払い)

要支援、要介護と認定された場合

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して頂きます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

非該当と認定された場合

- ・契約は終了します。既に実施されたサービスの利用料金は、全額自己負担となります。

サービス事業対象者と認定された場合

- ・地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）のサービスを実施いたします。

*居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第13条、第14条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調・健康状況から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の要請に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他の必要な場合には、速やかに主治医又は、予め定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって取り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身の情報を提供します。又、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、予め文書にてご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第16条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第17条、第18条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といえます。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第20条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は、指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第21条、第22条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しな

い場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第23条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書第20条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 非常災害対策

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるとともに定期的な見直しを行い、従業者に対しては当該計画の周知徹底を図り、必要な研修及び訓練を年2回以上実施します。